

センターの情報提供の実施基準(抜粋)

【情報提供団体の範囲】

センターが情報を提供する学校関係者等の範囲は、学校の事故防止に資する使用目的で情報の提供を求める以下の団体とし、原則として個人への情報の提供は行いません。

- (1) 災害共済給付契約を締結している学校の設置者である教育委員会及び学校法人等
- (2) 学校の体育関係団体、学校教育研究団体、スポーツ団体及び医療関係団体
- (3) その他の関係団体(学校事故防止に資する使用目的で、その成果が十分に期待できる活用計画を有する団体に限ります。)

【対象とする情報】

システムを活用した情報であって、システム運用及び災害共済給付業務に支障を与えないものとセンターが認める範囲の次の情報です。

(1) 統計情報

システムを活用する学校の設置者によるシステムからの閲覧及び出力が可能な82帳票及び82帳票を加工した統計等の情報をいいます。ここでいう82帳票とは、システム内にある統計情報システムに蓄積された統計情報項目(学校種、学年(年齢)、性別、災害発生日、曜日、時間帯、場所、場合、運動種目、部活動、遊具・遊戯施設、負傷・疾病の種類、負傷・疾病の部位)の相関関係表(帳票(PDF)、帳票(CSV)、グラフ(PDF)形式として作成したものをいいます。)として出力した文書及び電磁的記録です。

(2) 災害事例情報

システムに蓄積された災害事例の情報であって、事例検索から出力が可能な82帳票の元となる電子情報を含む情報で、個人情報保護に係る関係法令に抵触する事項等を除き、災害共済給付オンライン請求システムを活用した学校安全関係情報の事例検索項目に基づく情報をいいます。

【情報提供の手続き】

情報の提供は、上記(1)、(2)、(3)の団体の長からの「申請書」をもって提供いたします。